独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社公告第８号

平成21年９月27日に執行した研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を、下記のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第５項の規定に基づき、公告する。

また、当該選挙において、予備委員を下記のとおり定めたので、研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業施行規程（平成16年５月18日国土交通省告示第524号）第11条第３項の規定に基づき、公告する。

平成 21 年 10 月 22 日

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社
地域支社長　水野　政之

記

１　宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏　名	住　所
飯岡　　勉	つくば市上野955番地
片岡　丈夫	つくば市上野967番地
倉田　昌治	つくば市東岡552番地
小林　一夫	つくば市中根536番地
柴田　清美	つくば市中根786番地４
豊島　　彰	つくば市金田1383番地２
沼尻保之助	つくば市金田98番地
平島　光治	つくば市中根450番地
増山　英雄	つくば市金田592番地
小神野徳男	つくば市東岡383番地
片岡　　均	つくば市柴崎497番地１
酒井　　泉	つくば市上境397番地
沼尻　国夫	つくば市金田107番地
細田　哲司	つくば市妻木618番地
飯岡建設株式会社	つくば市金田1953番地４

２　宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人

氏　名	住　所
今井　　勇	つくば市横町425番地１

３　宅地の所有者のうちから選挙される委員についての予備委員

順位	氏　名	住　所
１	野本　信二	つくば市金田1895番地３
２	永岡　淳作	つくば市金田1803番地１

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第13号

平成15年３月17日都市基盤整備公団関西支社公告第27号で公告した都市公園の新設工事の一部が、次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成 21 年 10 月 22 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　斉藤　　親

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
大津湖南都市計画公園事業５・４・10号伊香立公園	滋賀県大津市 伊香立向在地町字大谷、 伊香立下在地町字大谷、 伊香立下在地町字唐崎、 伊香立下在地町字正ノ前の一部	都市公園の新設工事	平成21年10月22日

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 21 年 10 月 22 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　井上　啓一

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
北海道縦貫自動車道　黒松内釧路線	北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野～北海道勇払郡占冠村字上トマムまで	新設工事	平成21年10月23日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 35 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下、「料金公告」という。）１.⑵①イ㈠チ）Ｂに基づく集中工事等に伴う料金調整として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 21 年 10 月 22 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

「中央自動車道富士吉田線の工事通行止めにおける料金調整の実施」

１．料金の調整を行う自動車

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジを流出又は流入する全車種。

２．料金調整額

首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金と同額とした額を上限とする。

３．実施する期間

平成21年11月10日から平成21年11月13日まで。

４．調整範囲

首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金が中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金より高い区間について料金調整を行う。

５．その他

３．に定める実施期間中において、平成18年３月31日付け国道第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間１.⑵⑤通勤割引イ㈠が実施されている場合は、中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジを経由し、連続して通行する場合についても、本割引の適用回数は１回とし、㈠表においてニ以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

また、⑦早朝夜間割引　イ㈠が実施されている場合は、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと相模湖インターチェンジ、首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジに乗り継いだ車両及び相模湖インターチェンジと八王子インターチェンジ、あきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジに乗り継いだ車両について、当該割引の対象として取り扱うものとする。

なお、各種割引については、上記料金調整を実施した料金の額に対して適用する。